

伊勢原市妊婦のための支援給付事業実施要綱

伊勢原市出産・子育て応援金支給事業実施要綱（令和5年伊勢原市告示第1号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく妊婦のための支援給付事業に関し、法、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 妊婦支援給付金（1回目） 第5条に規定する妊婦給付認定後に妊娠1回につき支給するもの

(2) 妊婦支援給付金（2回目） 第8条に規定する胎児の数の届出を受けた後に支給するもの

（妊婦支援給付金（1回目）の支給の対象）

第3条 妊婦支援給付金（1回目）の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年4月1日以降に妊娠の届け出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、胎児の心拍を確認した者）（令和7年4月1日以降に流産、死産又は人口妊娠中絶をした妊婦が妊婦支援給付金（1回目）の支給を希望する場合を含む。）で、かつ、他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から支給される妊婦支援給付金（1回目）の支給（予定を含む。）を受けていない妊婦又は同年3月31日までに妊娠の届出をしたが、出産応援金の支給（予定を含む。）を受けていない妊婦

(2) 第7条第1項に規定する妊婦給付認定の申請（以下「妊婦給付認定申請」という。）時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳に記載されている者

(3) 妊婦給付認定申請時に妊婦等包括相談支援事業による保健師等との面談を受けた者。ただし、妊婦給付認定申請前に流産又は死産をした場合又は市長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合は、面談を要しないものとする。

（妊婦支援給付金（1回目）の支給額）

第4条 妊婦支援給付金（1回目）の支給額は、妊婦支援給付金（1回目）の支給対象者の妊娠1回につき、5万円とする。

（妊婦支援給付認定）

第5条 妊婦支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妊婦給付認定申請書（第1号様式）を市長に提出し、妊婦支援給付金の支給を受ける資格を有することの認定（以下「妊婦給付認定」という。）を受けなければならない。この場合において、申請者は、他の市町村における妊婦支援給付金の受給状況の申告及び本市が給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認し、及び共有することについての同意をしなければならない。

2 市長は、前項の認定に当たり必要な書類がある場合は、その書類を提出させることができる。

- 3 市長は、申請者から第1項の規定による申請を受けた場合は、審査の上、その適否及び妊婦支援給付金（1回目）の支給について申請者に通知する。
- 4 第1項に基づく申請書は、市長が妊婦支援給付金（1回目）の支給決定をした後、妊婦支援給付金（1回目）の請求書として取り扱う。この場合において、妊婦支援給付金（1回目）の請求は、当該決定の日になされたものとみなす。
- 5 第3項に基づく妊婦給付認定を受けた者で、かつ、妊婦支援給付金（2回目）の給付を受けていない者が本市から転出したときは、市長は当該妊婦給付認定を取消したものとみなす。なお、当該妊婦認定の取消しは、転出日又は妊婦支援給付金（1回目）の支給日の翌日のいずれか遅い日をもって取消したものとみなす。

（妊婦支援給付金（2回目）の支給の対象）

第6条 妊婦支援給付金（2回目）の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日以降に出産（流産又は死産を含む。）し、かつ、他の市町村から支給される妊婦支援給付金（2回目）支給（予定を含む。）を受けていない者
- (2) 第9条第1項に規定する胎児の数の届出（以下「胎児の数の届出」という。）時点で住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に記載されている者
- (3) 胎児の数の届出時に、妊婦等包括相談支援事業による保健師等との面談を受けた者。ただし、胎児の数の届出前に流産、死産又は児童が死亡した場合又は市長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合は、面談を要しないものとする。

（妊婦支援給付金（2回目）の支給額）

第7条 妊婦支援給付金（2回目）の支給額は、胎児の数に5万円を乗じて得た額を支給するもの

（胎児の数の届出）

第8条 申請者は、出産予定日の8週間前の日（出産予定日の8週間前の日以前に死産し、又は流産した場合はその日）以降に胎児の数の届出書（第2号様式）又は妊婦給付認定申請書兼届出書（胎児）（第3号様式）により、当該申請者の胎児の数等を届け出なければならない。この場合において、申請者は、他の市町村で同様の給付を受けていない旨の申告及び本市が給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認し、及び共有することについての同意をしなければならない。

- 2 市長は、前項の届出の審査に当たり必要な書類がある場合は、その書類を提出させることができる。
- 3 市長は、申請者から第1項の規定による届出を受けた場合は、審査の上、妊婦支援給付金（2回目）の支給について申請者に通知する。
- 4 第1項に基づく届出書は、市長が妊婦支援給付金（2回目）の支給決定をした後、妊婦支援給付金（2回目）の請求書として取り扱う。この場合において、妊婦支援給付金（2回目）の請求は、当該決定の日になされたものとみなす。

（代理による申請）

第9条 代理により第5条及び第8条の規定による申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第5条及び第8条の規定による申請があったときは、速やかに内容を確認の上、支給の決定を行い、当該申請者に対し、妊婦給付認定通知書（第4号様式）により通知できるものとする。なお、第8条の規定による届出があったときは、妊婦支援給付金支払通知書（第5号様式）を、第5条及び第8条の規定による申請があったときは、妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（支給の方法）

第11条 妊婦支援給付金は、原則として第5条及び第8条の規定による申請書（請求書）に記載されている振込先に振り込むものとする。

2 妊婦支援給付金は、市長が別に定める日に支給する。

（支給等に関する周知）

第12条 市長は、妊婦のための支援給付事業の実施に当たり、支給の対象となる者及び支給の対象となる児童の要件、申請の方法、申請の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、妊婦支援給付金の支給後に支給対象者要件に該当しなくなったことが判明した者又は偽りその他不正の手段により妊婦支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った妊婦支援給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 妊婦支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年3月31日告示第82号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の伊勢原市出産・子育て応援金支給事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の出産応援金又は子育て応援金の支給の対象となる者であって、令和7年3月31日までに妊娠の届出又は出産したものに対する出産応援金又は子育て応援金の支給については、なお従前の例による。ただし、同日までに旧要綱第5条の規定による出産応援金の支給の申請をしていない者については、この告示による改正後の伊勢原市妊婦のための支援給付事業実施要綱の規定を適用する。

ラインで申請ができます！

右のQRコードを読み取って、
マイナンバーカードで本人確認を行ってください。
※ラインで申請した場合、支給決定通知書をラインで通知します。



第2号様式（第8条関係）

胎児の数の届出書

記入日 年 月 日

伊勢原市長 殿

管理番号	※市記入欄	申請者 電話番号	(平日昼間に連絡が取れる連絡先) — —
フリガナ 申請者		現住所	伊勢原市
生年月日	年 月 日		

胎児の数
人
妊娠に関して診療を受けている医療機関名

妊婦支援給付金(2回目)の支給(胎児1人につき5万円)を

希望します



他の自治体で、妊婦支援給付金(2回目)を受けていません。

※ 妊婦支援給付金(2回目)の支給状況等について、他の自治体に確認することがあります。

希望しません

妊婦支援給付金(1回目)と同じ振込先を希望します。


妊婦支援給付金(1回目)と別の振込先を希望する場合は下記を御記入ください。

口座番号は右詰で記入

金融機関名		支店名		種別	普通・当座	口座 番号														
	1銀行 4信連 2金庫 5農協 3信組 6漁協		本・支店 本・支所 出張所																	
金融機関コード		支店コード		口座 名義	カタカナで記入															

【職員確認欄】 本人確認済み（ 運免・マイナカード・在留カード・その他（ ） ）

【添付書類】 振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカードなどのコピー）

ラインで申請ができます！	
右のQRコードを読み取って、 マイナンバーカードで本人確認を行ってください。 ※ラインで申請した場合、支給決定通知書をラインで通知します。	

第3号様式（第8条関係）

妊婦給付認定申請書兼届出書（胎児）

記入日 年 月 日

伊勢原市長 殿

管理番号	※市記入欄	申請者 電話番号	(平日昼間に連絡が取れる連絡先) — —																				
フリガナ 申請者		現住所	伊勢原市																				
生年月日	年 月 日	個人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td> </tr> </table>																				

胎児の数
人
妊娠に関して診療を受けている医療機関名

妊婦支援給付金(2回目)の支給(胎児1人につき5万円)を

希望します

他の自治体で、妊婦支援給付金(2回目)を受けていません。
 ※ 妊婦支援給付金(2回目)の支給状況等について、他の自治体に確認することがあります。

希望しません

口座番号は右詰で記入

金融機関名	支店名	種別	普通・当座	口座番号	
1銀行 4信連 2金庫 5農協 3信組 6漁協	本・支店 本・支所 出張所				カタカナで記入
金融機関コード	支店コード	口座名義			

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況、妊娠健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に、確認・共有することに同意します。

署 名

署名日

【職員確認欄】 本人確認済み（ 運免・マイナカード・在留カード・その他（ ） ）

【添付書類】 振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカードなどのコピー）

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

事務担当は、

年 月 日

様

伊勢原市長



妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金 回目については、次のとおり支払いますので通知します。

記

1 支払予定日 年 月 日

2 支払金額 円

事務担当は、

年 月 日

様

伊勢原市長



妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付で申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定
しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金 回目の支給について、次のとおり支払いますので通知
します。

記

1 支払予定日 年 月 日

2 支払金額 円

事務担当は、